



様式第1号の3 (第5条関係)

4 移転内容

日付	移住元 (東京圏)	移住先	費用 <sup>※1</sup>

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

5 移住前の住民票の所在について(いずれか該当する欄に○を付けてください)

A. 移住先 (藤崎町) に元からある (移動させていない) <sup>※2</sup>	
B. 他地域から新たに移住してきた (移動させた) <sup>※2</sup>	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

6 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)※

様式第1号別紙「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
様式第1号別紙「あおり移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
移住日から1年以上継続して、藤崎町に居住する意思について ※卒業後の申請の場合は転入日(住民票を移さずに転出していた者については就業開始日)から1年以上	A. 意思がある	B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

管理コード (青森県及び藤崎町使用欄)	
---------------------	--

## 様式第1号別紙

### 地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 あおもり移住支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び藤崎町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、あおもり移住支援事業実施要領に基づき、地方就職支援金の全額を返還します。
  - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
  - (2) 在学中に交通費を申請する場合で、地方就職支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
  - (3) 在学中に交通費を申請する場合で、地方就職支援金の申請日から1年以内に藤崎町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に藤崎町に住民票がある場合を除く）
  - (4) 就業開始日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3カ月以内に青森県内の別の企業に就業する場合を除く）
  - (5) 藤崎町への転入日から1年以内に転出した場合。ただし、住民票を移さずに転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日から1年以内に藤崎町から転出した場合
- 3 地方就職支援金の支給を受けた後に実施される藤崎町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません  
が、担当課より詳細な資料の提出やヒアリング等を依頼させていただきます。

---

### あおもり移住支援事業に係る個人情報の取扱い

青森県及び藤崎町は、あおもり移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、青森県及び藤崎町が定める個人情報の保護に関する規程に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森県及び藤崎町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。